⑸　納入場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター（詳細は仕様書による）
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査において資格を有すると認められた者であること。
⑷　製造物品に関する迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から指名停止にされている期間中の者でないこと。
⑹　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑺　独立行政法人日本原子力研究開発機構が要求する技術条件を満たすことを証明できる者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒319―1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２－４　独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター　管理部調達課　電話029―282―5267（ダイヤルイン）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成23年９月６日14時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成23年９月９日14時00分　独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター情報交流棟北ウイング１階　入札室１
４　その他
⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書等及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。
②　上記①の提出書類に基づき当該物品の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　その他詳細は、入札説明書による。
５　Summary
⑴　Contracting Entity：Kazuhiko Satou, Director of Department of Administrative Service, Tokai Research Establish of Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured：26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased：Manufacturing of the pinshaped experimental devices, 1 set
⑷　Delivery period：By 13, January, 2012
⑸　Delivery place：Tokai Research Establishment of Japan Atomic Energy Agency（Appointed place）
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures：Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall；①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③prove to keep a high technological level and have actually manufactured the products concerned, ④prove to have prepared a system to provide rapid aftersale service and maintenance for the manufactured products, ⑤not be currently under suspension of nomination by Director of the Department of Contracts, Japan Atomic Energy Agency
⑺　Time limit for tender：14：00, 6, September, 2011
⑻　Contact point for the notice：Procurement Division, Department of Administrative Service, Tokai Research and Development Center, Japan Atomic Energy Agency, 2―4 Shirakata-shirane, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319―1195 Japan. TEL 029―282―5267

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年６月14日
契約責任者
郵便事業株式会社経理部門担当執行役員
中城　吉郎
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
１　調達内容　⑴品目分類番号　16　⑵購入品名及び数量　Ｘ線検査装置（据置型：検査トンネル口（75㎝㈼×55㎝㈻））10式　⑶購入物品の特質等　入札説明書による。⑷納入期限　平成23年11月15日　⑸納入場所　仕様書のとおり　⑹入開札の日時及び場所　平成23年８月11日午前10時00分（予定）入札説明書で定める電磁的システムのサイト上
２　取引先資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㈠　契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗悪にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者　㈢　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㈣　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者　㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㈥　その他、当社に損害を与えた者　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㈠　郵便事業株式会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者　㈡　郵便事業株式会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者　㈢　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者　⑵郵便事業株式会社における取引先参加資格審査において、資格を有すると認められた者又は全省庁統一参加資格を有する者であること。
３　入札者に求められる義務等　入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載されている証明書等を平成23年８月４日午前11時00分までに指定された方法で提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り、入札の対象者とする。なお、提出した証明書等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。